

H29. 6. 19 水防法改正に伴う協議会規約改正について（案）

黒文字：現行どおり、茶文字：現行規約のうち運用に記載がないもの、赤文字：改訂

【平成 29 年 6 月 19 日付、国土交通省通達】※ 水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく 「大規模氾濫減災協議会」の運用について	【現行規約】 霞ヶ浦流域大規模氾濫に関する減災対策協議会規約 H29.5.31 第 1 回改訂	【水防法改正に伴う規約改訂（案）】 霞ヶ浦流域大規模氾濫に関する減災対策協議会規約 H30.〇.〇第 2 回改訂（案）
<p>別紙－ 1</p> <p>〇〇川圏域大規模氾濫減災協議会規約</p> <p>（注）当該記載例は「都道府県大規模氾濫減災協議会」を想定したものである。また、あくまで記載例のため、適宜内容を追加するなどの対応を図られたい。</p> <p>（設置）</p> <p>第〇条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として「〇〇川圏域大規模、氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>（注）協議会の名称については、その趣旨及び地域の実情等に鑑み、設置主体の裁量により決定されたい。なお、上記の通り、規約中に水防法に基づく協議会であることを明記することにより、「大規模氾濫減災協議会」以外の名称を付した場合でも法定協議会として扱うことが可能である。</p> <p>（目的）</p> <p>第〇条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、〇〇川圏域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。</p> <p>（注）協議会は、「想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会」であることを踏まえ、決定されたい。</p> <p>（協議会の対象河川）</p> <p>第〇条 協議会は、△△川、□□川、・・・その他〇〇川圏域における指定区間内の一級河川及び二級河川を対象とする。</p> <p>（注）協議会の検討対象となる洪水予報河川及び水位周知河川については、具体河川名をもって協議会の検討対象であることを明記する。なお、対象河川数が多い場合は別紙にて整理することも有効であ</p>	<p>霞ヶ浦流域大規模氾濫に関する減災対策協議会規約（第 1 回改訂）</p> <p>（名称）</p> <p>第 1 条 本会は、「霞ヶ浦流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>（目的）</p> <p>第 2 条 協議会は、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、霞ヶ浦流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。</p>	<p>霞ヶ浦流域大規模氾濫に関する減災対策協議会規約（第 2 回改訂）</p> <p>（名称）</p> <p>第 1 条 本会は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 9 に基づく大規模氾濫減災協議会として設置し、「霞ヶ浦流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>（目的）</p> <p>第 2 条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、霞ヶ浦流域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。</p> <p>（協議会の対象河川）</p> <p>第 3 条 協議会は、霞ヶ浦河川事務所が管理する常陸利根川、横利根川、霞ヶ浦（西浦）、鰐川及び北浦を対象とする。</p>

る。洪水予報河川又は水位周知河川以外の河川についても協議会の検討対象とする場合には、「その他〇〇川圏域における指定区間内の一級河川及び二級河川を対象とする」等としてその旨を明らかにする。

(協議会の構成)

第〇条 協議会は、別表〇の職にある者をもって構成する。

(注) 法定協議会の構成員には水防法第 15 条の 10 第 2 項第 1 号から第 5 号までに基づく必須構成員が含まれる必要があることに注意されたい。また、協議会の取組を実効性あるものにするためにも、必要に応じて分科会や幹事会等についても位置づけられたい。

(協議会の実施事項)

第〇条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。
- 三 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

(協議会の構成)

第 3 条 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第 1 項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第 4 条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第 2 項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 2 の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第 5 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(協議会の構成)

第 4 条 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第 1 項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第 5 条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第 2 項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 2 の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第 6 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

<p>(注) 上記はあくまで事例であり、協議会の趣旨及び地域の実情等に応じた必要な取組について、協議会の裁量により決定されたい。</p> <p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第〇条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p> <p>2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。</p> <p>(注) 協議会の資料、議事、取組状況等については、減災に関して広く住民等へ周知を図る視点から各関係機関のホームページ等を通じて公表・周知を行い、防災・減災の啓発活動に努められたい。</p> <p>(雑則)</p> <p>第〇条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p> <p>(附則)</p> <p>第〇条 本規約は、平成年月日から施行する。</p>	<p>(会議の公開)</p> <p>第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。</p> <p>2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。</p> <p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p> <p>2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所災害情報普及支援室に置く。</p> <p>(雑則)</p> <p>第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p> <p>(附則)</p> <p>第10条 本規約は、平成28年 5月30日から施行する。 平成29年 5月31日改訂</p>	<p>(会議の公開)</p> <p>第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。</p> <p>2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。</p> <p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p> <p>2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所災害情報普及支援室に置く。</p> <p>(雑則)</p> <p>第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p> <p>(附則)</p> <p>第11条 本規約は、平成28年 5月30日から施行する。 平成29年 5月31日第1回改訂 平成30年 月 日第2回改訂</p>
--	---	---

	別表 1 (協議会)	別表 1 (協議会)
	土浦市長	土浦市長
	石岡市長	石岡市長
	龍ヶ崎市長	龍ヶ崎市長
	鹿嶋市長	鹿嶋市長
	潮来市長	潮来市長
	稲敷市長	稲敷市長
	かすみがうら市長	かすみがうら市長
	神栖市長	神栖市長
	行方市長	行方市長
	鉾田市長	鉾田市長
	小美玉市長	小美玉市長
	美浦村長	美浦村長
	阿見町長	阿見町長
	河内町長	河内町長
	利根町長	利根町長
	香取市長	香取市長
	稲敷地方広域市町村圏事務組合管理者	稲敷地方広域市町村圏事務組合管理者
	茨城県 生活環境部防災・危機管理課長	茨城県 防災・危機管理部 防災・危機管理課長
	土木部河川課長	土木部河川課長
	水戸土木事務所長	水戸土木事務所長
	潮来土木事務所長	潮来土木事務所長
	土浦土木事務所長	土浦土木事務所長
	鉾田工事事務所長	鉾田工事事務所長
	竜ヶ崎工事事務所長	竜ヶ崎工事事務所長
	千葉県 防災危機管理部危機管理課長	千葉県 防災危機管理部危機管理課長
	県土整備部河川環境課長	県土整備部河川環境課長
	香取土木事務所長	香取土木事務所長
	気象庁 水戸地方气象台長	気象庁 水戸地方气象台長
	銚子地方气象台長	銚子地方气象台長
	独立行政法人水資源機構 利根川下流総合管理所長	独立行政法人水資源機構 利根川下流総合管理所長
	国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所長	国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所長

	別表2 (幹事会)	別表2 (幹事会)
	土浦市 危機管理室長	土浦市 危機管理室長
	石岡市 防災対策課長	石岡市 防災対策課長
	龍ヶ崎市 危機管理課長	龍ヶ崎市 危機管理課長
	鹿嶋市 交通防災課長	鹿嶋市 交通防災課長
	潮来市 市民安心安全室長	潮来市 総務課長
	稲敷市 危機管理課長	稲敷市 危機管理課長
	かすみがうら市 総務部企画監	かすみがうら市 総務課長
	神栖市 防災安全課長	神栖市 防災安全課長
	行方市 総務課長	行方市 総務課長
	鉾田市 総務課長	鉾田市 総務課長
	小美玉市 防災管理課長	小美玉市 防災管理課長
	美浦村 総務課長	美浦村 総務課長
	阿見町 交通防災課長	阿見町 交通防災課長
	河内町 総務課長	河内町 総務課長
	利根町 総務課長	利根町 総務課長
	香取市 土木課長	香取市 総務課長
	稲敷広域消防本部 警防課長	稲敷広域消防本部 警防課長
	茨城県 生活環境部防災・危機管理課 課長補佐	茨城県 防災・危機管理部 防災・危機管理課 課長補佐
	土木部河川課 課長補佐	土木部河川課 課長補佐
	水戸土木事務所 河川整備課長	水戸土木事務所 河川整備課長
	潮来土木事務所 河川整備課長	潮来土木事務所 河川整備課長
	土浦土木事務所 河川整備課長	土浦土木事務所 河川整備課長
	鉾田工事事務所 道路河川整備課長	鉾田工事事務所 道路河川整備課長
	竜ヶ崎工事事務所 河川整備課長	竜ヶ崎工事事務所 河川整備課長
	千葉県 防災危機管理部危機管理課 課長補佐	千葉県 防災危機管理部危機管理課 課長補佐
	県土整備部河川環境課 課長補佐	県土整備部河川環境課 課長補佐
	香取土木事務所 調整課長	香取土木事務所 調整課長
	気象庁 水戸地方气象台 防災管理官	気象庁 水戸地方气象台 防災管理官
	銚子地方气象台 防災管理官	銚子地方气象台 防災管理官
	独立行政法人水資源機構 利根川下流総合管理所 管理課長	独立行政法人水資源機構 利根川下流総合管理所 管理課長
	国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所 副所長(技術)	国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所 副所長(技術)

※国土交通省 水管理・国土保全局 水政課長(国水政第13号)、河川計画課長(国水河計第13号)、河川環境課長(国水環第20号)、治水課長(国水治第26号)、防災課長(国水防第52号)